

毎週火・金曜発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇規則 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正

## 規 則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する

条例施行規則の一部を改正する規則(案)

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の一部を

次のように改正する。

第一条の見出し中「退職年金」の下に「通算退職年金」を加え、同条中「退職年金請求書(別記第一様式)」の下に「通算退職年金を受けようとする者は、通算退職年金請求書(別記第一号様式の二)を」を加え、「(別記第二号及び第三号様式)」を「(別記第二号様式又は別記第三号様式)」に改める。

第二条の見出し中「退職年金」の下に「通算退職年金」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四号中「鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。)を「条例」に改め、同項を第三項とし、同条第一項第一号中「在職中の履歴書」を「履歴書」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前条の通算退職年金請求書には、前項各号に掲げる書類及び鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下

「条例」という。)第十八条ノ三第一項各号の一に該当するに至つた事実を証明する書類を添付しなければならない。

4 恩給の改定を受けようとする者は、恩給改定請求書(別記第一号様式の三)に次の書類を添付して、退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならない。

一 第一項各号及び第三項各号に掲げる書類  
二 前に恩給証書を受けたことがあるときは、その恩給証書

第三条中「退職年金請求書」の下に「(別記第一号様式)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(普通恩給権を有する者の在職期間を通算する場合の退職年金の請求)

第三条の二 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十

九号。以下「条例第二十九号」という。)第四条の規定の適用を受ける者のうち、同条に規定する普通恩給権を有する公務員であつた者で職員となつたものが、退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書(別記第一号様式)に第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる書類のほか、前に受けた普通恩給証書及びその写一部を添付しなければならない。

2 知事は、前項の恩給証書及びその写を受理したときは、これを照合した後、その恩給証書を請求者に返還しなければならない。

(除算された実在職年の算入に伴う措置等による退職年金の請求)

第三条の三 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号。以下「条例第三十号」という。)附則第十二条、条例第二十五条ノ四第三項、条例第二

十五条ノ五第二項又は恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十六年十二月鳥取県条例第三十一号。以下「条例第三十一号」という。)附則第二条の規定により退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書(別記第一号様式)に、第二条第一項各号に掲げる書類のほか、請求者が退職後条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式)を添付しなければならない。ただし、第二条第一項第二号の戸籍抄本は、その退職年金を受ける権利を取得した時以後請求までの間において作成されたものでなければならない。

第三条の四 昭和二十八年八月一日以後に一時恩給若しくは退職一時金を受ける権利を取得した者が、条例第三十号附則第十二条の規定による退職年金を請求しよ

うとする場合又は一時恩給若しくは退職一時金を受ける権利(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第四十一条、条例第二十五条ノ四若しくは条例第三十一号附則第二条に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの若しくは法律第百五十五号附則第四十二条、条例第二十五条ノ五若しくは条例第三十一号附則第二条に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。)を取得した者が、条例第二十五条ノ四、条例第二十五条ノ五若しくは条例第三十一号附則第二条の規定による退職年金を請求しようとする場合においては、退職年金請求書(別記第一号様式)に、第二条第一項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

一 その一時恩給又は退職一時金の請求をしなかつた者にあつては、将来その一時恩給又は退職一時金の

請求をしないことを明らかにすることができる申立書(別記第二十六号様式)の二)

二 その一時恩給又は退職一時金の裁定を経た者にあつては、その裁定を経たことを明らかにすることができる申立書(別記第二十六号様式)の六)

第四条第一項中「公務傷病に因る恩給請求書」の下に「(別記第二号様式又は別記第三号様式)」を加える。

第七条第一項第一号中「申立書」の下に「(別記第二十号様式)」を加え、同条同項第二号中「申立書」の下に「(別記第二十一号様式)」を加え、同条第二項中「公務傷病に因る恩給改定請求書」の下に「(別記第二号様式又は別記第三号様式)」を加える。

第八条の次に次の四条を加える。  
(退職一時金の選択の申出)

第八条の二 条例第二十四条第三項の規定により退職一時金の額の計算上控除額の控除を受けたいことを希望する旨の申出をしようとする者は、同項に規定する申出の期間内に、退職一時金選択申出書(別記第七号様式)の次に「(別記第二十一号様式)」を加える。

返還一時金の請求

第八条の五 条例第二十四条ノ四又は条例第二十四条ノ五の規定により返還一時金を受けようとする者は、返還一時金請求書(別記第七号様式)の五)を退職当時の

式)の二)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならぬ。

(一時恩給受給者の控除額相当額納付の選択の申出)

第八条の三 条例第二十五条ノ八の規定により一時恩給の納付をしようとする者は、同条に規定する納付の期間内に、一時恩給受給者の控除額相当額納付申出書(別記第七号様式)の三)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならぬ。

返還一時金の選択の申出

第八条の四 条例第二十四条ノ五第一項の規定により返還一時金の支給を受けることを希望する旨の申出をしようとする者は、同項に規定する申出の期間内に、返還一時金選択申出書(別記第七号様式)の四)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならぬ。

返還一時金の請求

第八条の五 条例第二十四条ノ四又は条例第二十四条ノ五の規定により返還一時金を受けようとする者は、返還一時金請求書(別記第七号様式)の五)を退職当時の

任命権者を経て知事に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、履歴書(別記第十六号様式)及び条例第十八条ノ三第一項各号の一に該当するに至らなかつた事実を証明する書類を添付しなければならない。

第九条中「別記第八号又は第九号様式」を「別記第八号様式又は別記第九号様式」に改め、「遺族年金請求書」の下に「(別記第八号様式又は別記第九号様式)」を加える。

第十条第一項中「遺族年金請求書」の下に「(別記第八号様式)」を加え、同項第一号中「官吏員等の在職中の」を削り、同条第二項中「該当者」を「請求者」に改め、同項第三号中「生計関係申立書」の下に「(別記第二十三号様式)」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
(普通恩給権を有する公務員の在職期間を推算する場合の遺族年金の請求)

第十条の二 前条第一項の場合において、請求者が条例第二十九号第四条に規定する普通恩給権を有する公務

員であつた者で職員となつたものの遺族であるときは、前条に掲げる書類のほか、条例第二十九号第四条に規定する普通恩給権に基づき裁定された扶助料証書及びその写一部を添付しなければならない。

2 第三条の二第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において第三条の二第二項中「恩給証書」とあるのは、「扶助料証書」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中「遺族年金請求書」の下に「(別記第八号様式)」を加え、同項第一号及び第二号中「前条」を「第十条」に改め、同条第二項中「前条第二項の」を「第十条第二項及び前条第一項の」に、「前条第二項及び第三項」を「第十条第二項、第三項及び前条第一項」に改める。

第十二条第一項中「前二条」を「前三条」に改め、「遺族年金請求書」の下に「(別記第八号様式)」を加える。  
第十三条第一項中「遺族年金請求書」の下に「(別記

第九号様式)」を加え、同条の次に次の二条を加える。  
(除算された実在職年の算入に伴う措置等による遺族年金の請求)

第十三条の二 条例第三十号附則第十二条、条例第二十五条ノ四第三項、条例第二十五条ノ五第二項又は条例第三十一号附則第二条の規定により遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書(別記第八号様式又は別記第九号様式)に第十条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

一 県吏員等が退職後死亡した者であるときは、その県吏員等が退職後死亡までの間において条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書  
(別記第十九号様式の三) 及び請求者が県吏員等の死亡後条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の四)

二 県吏員等が在職中に死亡した者であるときは、請求者が県吏員等の死亡後条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の四)

第十三条の三 昭和二十八年八月一日以後一時恩給(恩給法第十条ノ二第二項の規定により請求することができる場合に限るものとし、以下この条において同じ。)、一時扶助料(恩給法第十条ノ二第二項の規定により請求することができる場合を含むものとし、以下この条において同じ。)、退職一時金(条例第九条第一項の規定により請求することができる場合に限るものとし、以下この条において同じ。)、若しくは遺族一時金(条例第九条第一項の規定により請求することができる場合を含むものとし、以下この条において同じ。))を受ける権利を取得した者が、条例第三十号附則第十二条の規定による遺族年金を請求しようとする場合又は一時恩給、退職一時金、一時扶助料若しくは遺族一

時金を受ける権利(一時恩給若しくは退職一時金については、法律第一百五十五号附則第四十一条、条例第二十五条ノ四若しくは条例第三十一号附則第二条に規定する旧日本医療団の職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくもの又は法律第一百五十五号附則第四十二条、条例第二十五条ノ五若しくは条例第三十一号附則第二条に規定する外国政府職員となる前の公務員若しくは県吏員等としての在職年に基づくものを除く。)を取得した者が、条例第二十五条ノ四、条例第二十五条ノ五若しくは条例第三十一号附則第二条の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、遺族年金請求書(別記第八号様式又は別記第九号様式)に、第十条から前条までに掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

一 その一時恩給、退職一時金、一時扶助料又は遺族一時金の請求をしなかつた者にあつては、将来その一時恩給、退職一時金、一時扶助料又は遺族一時金の請求をしなかつたことを明らかにすることができる申

立書(別記第二十六号様式の三、別記第二十六号様式の四又は別記第二十六号様式の五)

二 その一時恩給、退職一時金、一時扶助料又は遺族一時金の裁定を経た者にあつては、その裁定を経たことを明らかにすることができる申立書(別記第二十六号様式の七、別記第二十六号様式の八又は別記第二十六号様式の九)

第十四条第二項中「遺族年金証書書換請求書」の下に「(別記第十号様式)」を加え、「総代者選任届書」の下に「(別記第二十二号様式)」を加える。

第十五条及び第十六条中「遺族年金請求書」の下に「(別記第八号様式又は別記第九号様式)」を加える。  
第十七条中「遺族年金改定請求書」を「加給員数の変動による遺族年金改定請求書」に改める。

第十九条中「遺族年金停止申請書」の下に「(別記第十二号様式)」を加え、同条第二項中「総代者選任届書」の下に「(別記第二十二号様式)」を加える。  
第二十二条第一項中「遺族年金転給請求書」の下に

「(別記第十三号様式)」を加え、同条第二項中「総代者選任届書」の下に「(別記第二十二号様式)」を加える。

第二十三条中「遺族一時金請求書(別記第十四号又は第十五号様式)」を「遺族一時金請求書(別記第十四号様式又は別記第十五号様式)」に改め、「遺族一時金請求書」の下に「(別記第十四号様式又は別記第十五号様式)」を加える。

第二十四条第一項中「遺族一時金請求書」の下に「(別記第十四号様式又は別記第十五号様式)」を加え、同項第二号中「生計関係申立書」の下に「(別記第二十三号様式)」を加え、同条第二項第一号中「総代者選任届書」の下に「(別記第二十二号様式)」を加え、同項第三号中「生計関係申立書」の下に「(別記第二十三号様式)」を加える。

第二十五条第一項中「遺族一時金請求書」の下に「(別記第十四号様式又は別記第十五号様式)」を加え、同項第一号中「県吏員等の在職中の」を削り、同号中

「履歴書」の下に「(別記第十六号様式)」を加え、同条第二項第一号中「総代者選任届書」の下に「(別記第二十二号様式)」を加え、同条の次に次の一条を加える。(死亡一時金の請求)

第二十五条の二 条例第二十五条ノ二の規定により死亡一時金を受けようとする者は、死亡一時金請求書(別記第十五号様式の二)を退職当時の任命権者を経て知事に提出しなければならない。

2 第十条第一項、同条第二項及び第十六条の規定は、前項の場合について準用する。

第二十八条第一号中「総代者選任届書」の下に「(別記第二十二号様式)」を加える。

第三十七条第一項中「年金である恩給」を「通算退職年金以外の年金である恩給」に改め、「四期」の下に「通算退職年金は、毎年六月及び十二月の二期に」を加え、同条第三項中「十二月又は一月及び四月」を「十二月又は一月、四月及び六月」に、「三十一日」を「末日」に改める。

第三十八条第二項中「恩給給与金請求書」の下に「(別記第三十二号様式)」を加える。

第四十一条中「印かん届」の下に「(別記第三十四号様式)」を加える。

第四十二条中「退職年金」の下に「又は通算退職年金」を加える。

第四十五条を次のように改める。

(恩給受給権の調査)  
第四十五条 条例第七条ノ三の規定による恩給受給権存否の調査は、受給者の身分関係の変動、その他恩給受給権を消滅させられることとなる原因である事実の有無について、これを行う。

2 遺族である夫又は成年の子が、不具廃疾で生活資料を得る途がないことを条件として、遺族年金を給せられていたときは、その者については、前項に規定する事項のほか、特に右の事項の継続の有無を調査する。

3 条例第十九条第五項の規定により準用する恩給法第六十五条第二項又は条例第二十五条の規定により準用

する恩給法第七十五条第二項の規定により加給を受ける受給者については、第一項に規定する事項のほか、加給の原因である者の員数を調査する。

第四十五条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二 受給者は、年金である恩給の受給権存否の調査に関する申立書に、次の区別による書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 前条第一項の事実を証するためには、県吏員等にあつては、戸籍抄本、遺族年金権者にあつては戸籍謄本

二 前条第二項の事実を証するためには、不具廃疾を証する診断書及び生活資料を得る途がないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書

三 前条第三項の事実を証するためには、第一号に掲げる書類のほか、加給の原因である者の戸籍謄本及びその者が受給者により生計を維持し又はこれと生計を共にすることを明らかにすることができる申立書(以下「生計関係申立書」という。)

2 受給者は、次の区別によつて前項に規定する年金で  
ある恩給の受給権存否の調査に関する申立書及び生計  
関係申立書を作成しなければならない。

一 退職年金又は公務傷病年金の受給者は、恩給受給  
権存否の調査に関する申立書(別記第三十五号様式)  
二 通算退職年金受給者は、通算退職年金受給権存否  
の調査に関する申立書(別記第三十五号様式の二)  
三 遺族年金受給者は、遺族年金受給権存否の調査に  
関する申立書(別記第三十五号様式の二の二)  
四 家族加給者は、公務傷病年金の加給の原因となつ  
ている者の生計関係申立書(別記第三十五号様式の  
三)  
五 遺族加給受給者は、遺族年金の加給の原因となつ  
ている者の生計関係申立書(別記第三十五号様式の  
四)

3 第一項第三号の規定により公務傷病年金又は遺族年  
金を受ける者の戸籍謄本を添付することとなる場合に  
おいては、同項第一号に掲げる戸籍謄本又は戸籍抄本

は添付することを要しない。

4 次条に規定する書類を提出しなければならない月が  
恩給の裁定を受けた月(恩給証書の日付にある月)の  
翌月から十二月内にあるときは、その書類は提出する  
ことを要しない。

第四十五条の三 受給者は、前条第一項に規定する書類  
を、昭和の奇数年における九月に提出しなければならない。  
ない。

第四十六章中第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 第四十五条の二第一項の規定により提  
出する書類は、これを提出しなければならない月又は  
その前三月以内のいずれかの月現在における事項を明  
らかにできるものでなければならない。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第一号様式の二

通算退職年金請求書

年 月 日(職名)を退職したから、通算退職  
年金を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名  
本 籍  
現 住 所  
氏 名

年 月 日  
氏 名

鳥取県知事 殿  
支給県金庫 ○○金庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。  
一 支給県金庫は、県内居住者のみ記入すること。

第一号様式の三

恩給改定請求書

一 恩給の種類  
一 恩給証書記号番号  
一 証書の日付  
一 恩給年額

前記恩給を改定されたく証拠書類を添えて請求する。

本 籍  
現 住 所  
氏 名

年 月 日  
氏 名

鳥取県知事 殿  
支給県金庫 ○○金庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。  
一 支給県金庫は、県内居住者のみ記入すること。

第七号様式の次に次の四様式を加える。

第七号様式の二

退職一時金選択申出書

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十四条第三項の規定に基づき、退職一時金の額の計算上控除額の控除を受けないことを希望するので申し出る。

退職年月日  
退職当時の職名  
六十歳に達した年月日  
本籍地  
現住所

年 月 日  
氏 名  
鳥取県知事 殿

第七号様式の三

一時恩給受給者の控除額相当額納付申出書

一 昭和 年 月 日(職名)を退職したことにより、  
の裁定にかかる 第 号(年 月 日付)の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。  
一 右の一時恩給の裁定額は 円であり、年 月 日に受給している。

一 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十五条ノ八の規定により、通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに關する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号)第五条に規定する金額を県に納付する。右のとおり申し出る。

退職当時の職名  
本籍地  
現住所  
年 月 日  
氏 名  
鳥取県知事 殿

第七号様式の四

返還一時金選択申出書

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十四条ノ五第一項の規定に基づき、返還一時金の支給を受けることを希望するので申し出る。

退職年月日  
退職当時の職名  
六十歳に達した日  
本籍地  
現住所

年 月 日  
氏 名  
鳥取県知事 殿

第七号様式の五

返還一時金請求書

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十四条ノ四第一項の規定に基づき返還一時金を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名  
六十歳に達した年月日  
本籍地  
現住所

年 月 日  
氏 名  
鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○○金庫

備考 一 退職後において氏名を改めたときは、「氏名、年月日生」欄にカッコ書で旧氏名をあわせて記載すること。  
一 支給県金庫は、県内居住者のみ記入すること。

第十一号様式中「遺族年金改定請求書」を「加給員数の変動による遺族年金改定請求書」に改める。  
第十五号様式の次に次の様式を加える。  
第十五号様式の二

死亡一時金請求書  
(退職当時の職名)

氏名

年 月 日 (職名)を退職した右の者は、  
年 月 日死亡したので、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十五条ノ二の規定に基づき、死亡一時金を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

県吏員等との身分関係

本籍

現住所

氏名

年 月 日

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○○金庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫は、県内居住者のみ記入すること。

第十六号様式中「他庁」を「他の履歴中恩給の裁定に必要な部分」に改める。  
第十九号様式の次に次の三様式を加える。  
第十九号様式の二

退職年金失権事由非該当申立書

年 月 日 (職名)を退職した後三年をこえる

懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に関する犯罪により、禁この刑に処せられる等鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏名

第十九号様式の三

退職年金失権事由非該当申立書

氏名

右の者は、年 月 日 (職名)を退職した後死亡まで三年をこえる懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に関する犯罪により、禁この刑に処せられる等鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏名

第十九号様式の四

遺族年金失権事由非該当申立書

年 月 日 県吏員等死亡後三年をこえる懲役又は禁この刑に処せられる等鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏名



第二十一号様式中「(若しくは成年に到達又は)」を「(成年に到達又は養子の離縁若しくは)」に改める。  
第二十六号様式の次に次の八様式を加える。  
第二十六号様式の二

退職年金請求者の一時恩給を将来請求しない  
ことこの申立書

年 月 日(職名)を退職したことによる  
一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。  
退職一時金は、

年 月 日

氏 名

第二十六号様式の三

遺族年金請求者の一時恩給を将来請求しない  
ことこの申立書

年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつ  
た一時恩給は、将来も請求しないことを申し立てる。  
退職一時金は、

年 月 日

氏 名  
県吏員等との身分関係

第二十六号様式の四

遺族年金請求者の一時扶助料を将来請求しない  
ことこの申立書

県吏員等(氏名)が、年 月 日に(職名)在職  
中死亡したことによる一時扶助料は、将来も請求しないこ  
とを申し立てる。

年 月 日

氏 名

第二十六号様式の五

遺族年金請求者の先順位者に係る一時扶助料  
を将来請求しないことこの申立書

(県吏員等の氏名及び県吏員等との身分関係)  
年 月 日死亡した右の者が受けるべきであつ  
た一時扶助料は、将来も請求しないことを申し立てる。  
退職一時金は、

年 月 日

氏 名  
県吏員等との身分関係

第二十六号様式の六

退職年金請求者の一時恩給に関する申立書

退職一時金に関する申立書

年月日(職名)を退職したことにより、  
第号(年)月日付(日付)の一時恩給裁定通知  
書を受けたことがある。  
右のとおり申し立てる。

年月日

氏名

第二十六号様式の七

退職年金請求者の一時恩給に関する申立書

退職一時金に関する申立書

年月日死亡した右の者が受けるべきであつ  
た一時恩給を恩給法第十条ノ二第一項  
退職一時金の規定により請求し、鳥取県吏員等退職年  
金及退職一時金ニ関スル条例第九条第一項の規定により請  
求し、第号(年)月日付(日付)の一時恩給  
裁定通知書を受けたことがある。  
右のとおり申し立てる。

年月日

公務員との身分関係

氏名

第二十六号様式の八

退職年金請求者の一時扶助料  
遺族一時金に関する申立書

年月日(職名)を退職したことにより、  
第号(年)月日付(日付)の一時扶助料  
裁定通知書を受けたことがある。  
右のとおり申し立てる。

年月日

氏名

第二十六号様式の九

退職年金請求者の先順位者に係る一時扶助料  
に関する申立書

(県吏員等の氏名及び県吏員等との身分関係)

年月日死亡した右の者が受けるべきであつ  
た一時扶助料を恩給法第十条ノ二第一項  
遺族一時金を鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル  
条例第九条第一項の規定により請求し、第号(年)  
月日付(日付)の一時扶助料  
裁定通知書を受けたことがあ  
る。  
右のとおり申し立てる。

年月日

県吏員等との身分関係

氏名

第二十七号様式の次に次の様式を加える。  
第二十七号様式の二

通算退職年金額計算書			
鳥取県知事	殿	提出年月日	年 月 日
下記の通り取り調べたので給与されたい。		任命権者職名印	③
1 県吏員等に関する事項			
退職当時の職名	ふりがな	生年月日及び性別	年 月 日 男女
退職年月日	年月日	退職事由	支給県金庫
2 通算対象期間等に関する事項			
厚 年 年 金	年 月 月	農 業 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	年 年 月 月
船 員 保 険	年 月 月	そ の 他	年 年 月 月
国 家 公 務 員 会 員	年 月 月	計	(A)
共 同 村 職 員 会 員	年 月 月	国民年金(保険料納付済期間)	(B)
共 同 学 校 組 織 員 会 員	年 月 月	国民年金(保険料免除期間)	(C)
私 立 学 校 組 織 員 会 員	年 月 月	合 計	(A+B+C)
公 共 企 業 団 体 職 員 等 会 員	年 月 月	当該制度において定める老令・退職年金 給付の受給資格要件たる期間	年 年 月 月
恩 給 条 例 第 十 八 条 第 一 項 第 三 号 又 は 第 四 号 に 該 する者	年 月 月	他 的 年 金 制 度 又 は 他 の 制 度	年 年 月 月

3 通算退職年金額に関する事項			
通算退職年金額	円	毎 期 支 給 額	円
初 期 支 給 額	円	給 与 初 月	年 月
4 通算退職年金額算定内訳			
給 料	円	在 職 年 月 数	月
給料 × 1000	円	通算退職年金額	円
24,000円 + a	円	恩給条例第二十四条第二項第二号の金額	円
5 通算退職年金額算定内訳			
給 料	円	在 職 年 月 数	月
給料 × 1000	円	通算退職年金額	円
24,000円 + a	円	恩給条例第二十四条第二項第二号の金額	円

・ 4欄の発令職種等級号給 職 等 級 号給 円  
・ 5欄の発令職種等級号給 職 等 級 号給 円

第三十一号様式の二

返還一時金 金額計算書				
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日	
下記のとおりに取り調べたので給与されたい。		任命権者	①	
		職名印	②	
1 県吏員等に関する事項				
ふりがな氏	生年月日	年 月 日		
退職し、死亡し又は六十才に達した年月日	年 月 日	退職し又は死亡した際の年齢	満	才
2 遺族に関する事項				
ふりがな氏	生年月日	年 月 日		
県吏員等との続柄及び生計関係				
3 一時金額に関する事項				
退職又は死亡年月	恩給条例第二十四条第二項第二号の控除金額	利率	利子金額	支給金額
年 月 日	円		円	円
年 月 日	円		円	円
年 月 日	円		円	円
合計				円
備考				

第三十一号様式の次に次の様式を加える。

第二十九号様式

退職一時金金額計算書										
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日							
下記のとおりに取り調べたので給与されたい		任命権者	①							
		職名印	②							
請求者の退職当時の職名及び氏名	退職年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年月数	始 終 期
										年 月 日
退職の事由	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年月数
										年 月 日
在職年月数	(A)	月数切捨	年	年	年	年	年	年	年	合計
										月
退職当時の給料月額	(a)	総計(年月) =	円	円	円	円	円	円	円	合計
										円
(b) × (c)	(c)	24,000 + (c)	円	円	円	円	円	円	円	合計
										円
(d) × (a)	(d)	(e)	円	円	円	円	円	円	円	合計
										円
恩給条例別表第二の率	(f)	(g)	円	円	円	円	円	円	円	合計
										円
(h) × (b)	(h)	(i)	円	円	円	円	円	円	円	合計
										円
退職一時金金額	(h) - (g)									職種
		円								
										月 額
										年 額
										備考

第二十九号様式を次のように改める。

第三十五号の二様式を第三十五号様式の二の二に改め、  
第三十五号様式の次に次の様式を加える。  
第三十五号様式の二

通算退職年金受給権存否の調査に関する申立書  
(調査期月 年九月)

- (イ) 証書記号番号 第 号
- (ロ) 受給者現住所
- (ハ) 受給者氏名
- (ニ) 支給金庫

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

受給者 氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

第三十五号の三様式を第三十五号様式の三とし、第三十五号の四様式を第三十五号様式の四に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第二十四号。以下「条例第二十四号」という。)附則第二條ただし書は附則第七條の規定により、条例第二十四條第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額)に相当する金額又は通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号)第五条に定める金額を県に返還し、又は納付しようとする者は、退職一時金返還申出書(附則様式)又は一時恩給納付申出書(附則様式)により知事に差し出さなければならない。
- 3 この規則による改正後の鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則第八條の二の規定は、条例第二十四号附則第五條の規定による申出について準用する。

附則様式

退職一時金返還  
一時恩給納付 申出書

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第二十四号)附則第二條ただし書の規定により恩給条例第二十四條第二項第七條の規定により通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号)第五條に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額)に相当する金額を返還します。

退職当時の職名

本 籍 地

現 住 所

年 月 日

鳥取県知事

殿

氏 名 ㊦